

公益社団法人日本理学療法士協会
協会指定管理者（初級）取得者 各位

平素よりお世話になっております。

日本理学療法士協会事務局機能課でございます。

7月21日に、新型コロナウイルス感染症に係る診療報酬上の臨時的な取扱いについて（その24）が発出されました。

新型コロナウイルスの感染予防により、一時的に疾患別リハビリテーションを中止せざるを得なかったことにより、標準的算定日数を超えてしまった患者に対する疾患別リハビリテーション料の算定に関する取扱いについて示されています。なお、『「（略）治療を継続することにより状態の改善が期待できると医学的に判断される場合」の取扱いを遵守すること』、と注意書きも併せて示されています。

資料 URL

<https://www.mhlw.go.jp/content/000651276.pdf>

当該資料掲載先 URL（厚生労働省 HP）

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000121431_00088.html

なお、新型コロナウイルス感染症への対応に関する厚生労働省事務連絡につきましては本会 HP にもリンクを掲載しております。

ご参考になれば幸いです。

<日本理学療法士協会 HP>

→<新型コロナウイルス感染症への対応について>

→<厚生労働省等、他団体からのお知らせについて>

http://www.japanpt.or.jp/info/20200218_03.html

配信にかかるご不明な点等につきまして、<問い合わせ先>に記載の連絡先にお問い合わせください。
何卒宜しく申し上げます。

※厚生労働省等他機関からの情報につきましては回答が難しい場合があります。

予めご理解くださいますようお願い申し上げます。

日本理学療法士協会事務局機能課

<問い合わせ先>

日本理学療法士協会事務局機能課

Mail : shokuno@japanpt.or.jp